

流山市子ども子育て支援事業計画 ～基本理念について～

流山市子ども・子育て支援事業計画の基本理念の策定に当たって

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)】

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

市町村及び都道府県は、法の基本理念及び第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成すること。その際、次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと。

※内閣府資料から抜粋(平成25年8月6日子ども・子育て支援新制度説明会)

【策定に当たって】

以下の事項について、踏まえたうえで策定することが必要

- ・子ども・子育て支援法
- ・子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)
- ・流山市子育てにやさしいまちづくり条例
- ・流山市次世代育成支援行動計画後期計画
- ・流山市子ども・子育て会議での議論



流山市子ども・子育て支援事業計画

基本理念

子ども・子育て支援法

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

※子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)から抜粋

基本指針の主な記載事項

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

流山市子育てにやさしいまちづくり条例

（目的）

第1条 この条例は、子育てにやさしいまちづくりを推進するための基本理念、基本方針、責務等を定めることにより、市、市民、事業者及び学校等が一体となって、子どもの健やかな成長を願い、次代を担うすべての子どもの幸せを図ることにより、活力ある元気な流山市を実現することを目的とする。

（基本理念）

第3条 子育てにやさしいまちづくりは、すべての子どもが幸福に生きていく権利を有するかけがえのない存在であるという認識を持って、市、市民、事業者及び学校等があらゆる分野において、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の連携、協力を強めながら総合的に取り組まなければならない。

（市の施策の基本方針）

第4条 市は、子育てにやさしいまちづくりの実現のための施策を策定し、又は実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- （1） 子どもを安心して生み、みんなで子育てできる安心で安全な環境づくり
- （2） 子どもがすくすく育ち、子育てしやすい自然環境の保全と、良好な住環境の整備ができる環境づくり
- （3） 子ども及び保護者が一緒に、ゆとりある家庭生活を営むことのできる労働環境づくり
- （4） 子育て世代の定住が促進されるために必要な、住みやすい環境づくり

※流山市子育てにやさしいまちづくり条例(平成19年9月28日条例第39号)から抜粋

流山市次世代育成支援行動計画後期計画

基本理念

「子どもがすくすく育ち みんなで子育てできるまち 流山」

子ども一人ひとりが健やかに育ち、すべての親たちが子育てに喜びを見出すことができるような社会を築いていくことが求められています。

急速に少子高齢化が進展する今日、子育ては、次代を担う子どもたちを育むという重要な課題であり、子育てがもはや家庭問題だけではなく、家庭での子育てを基本としながらも、地域社会全体で子育て家庭を支えていくべきものであることが鮮明となっています。

流山市は、子ども一人ひとりが個性や自主性を伸ばし、親たちが地域の人々とともに安心して子供を生み育てられる社会を実現するため、「子どもがすくすく育ち みんなで子育てできるまち 流山」を基本理念として、子育て支援の施策を推進します。

基本的視点Ⅰ

子どもの育つ力を伸ばす

基本的視点Ⅱ

家庭の育てる力を伸ばす

基本的視点Ⅲ

地域 みんなで子育てを支える

基本目標1

子育てを支援する地域づくり

基本目標2

子どもと母親の健康づくり

基本目標3

子どもが健やかに成長できる教育環境づくり

基本目標4

安全で安心な生活環境づくり

基本目標5

男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

基本目標6

子どもの安全を守る体制作り

基本目標7

保護が必要な子どもへの支援体制づくり

流山市子ども・子育て支援事業計画の基本理念(事務局案)

基本理念

「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち みんなで子育てできるまち 流山」

子どもの最善の利益が実現され、すべての親たちが子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような社会を築いていくことが求められています。

少子化の進行、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、待機児童問題など、様々な課題を抱える中で、次代を担うすべての子どもが健やかに育つためには、家庭での子育てを基本としながらも、地域社会全体で子育て家庭を支えていく必要があることが鮮明となっています。

流山市は、すべての子どもが健やかに育ち、親たちが地域社会と連携、協力をしながら安心して子供を産み育てられる社会を実現するため、「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち みんなで子育てできるまち 流山」を基本理念として、子育て支援の施策を推進します。

基本的視点Ⅰ

子どもの視点に立った支援

基本的視点Ⅱ

切れ目のない支援

基本的視点Ⅲ

地域社会全体で子育てを支援

基本目標 …… 基本目標を基に施策を展開することを念頭に検討することが必要

【参考1】流山市次世代育成支援行動計画後期計画(基本目標)

- 基本目標1: 子育てを支援する地域づくり
- 基本目標2: 子どもと母親の健康づくり
- 基本目標3: 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり
- 基本目標4: 安全で安心な生活環境づくり
- 基本目標5: 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり
- 基本目標6: 子どもの安全を守る体制づくり
- 基本目標7: 保護が必要な子どもへの支援体制づくり

【参考2】流山市子育てにやさしいまちづくり条例(市の施策の基本方針)

- (1) 子どもを安心して生み、みんなで子育てできる安心で安全な環境づくり
- (2) 子どもがすくすく育ち、子育てしやすい自然環境の保全と、良好な住環境の整備ができる環境づくり
- (3) 子ども及び保護者が一緒に、ゆとりある家庭生活を営むことのできる労働環境づくり
- (4) 子育て世代の定住が促進されるために必要な、住みやすい環境づくり